会計	繰越	検算	転記		
9	9	藤	9カダ 糸	0	

【エラーチェック済】 0

（その１）

収支報告書

平成25 年分
（ 開催分）

（ふりがな） うきしまともこうえんかい

1 政治団体の名称 浮島とも子後援会

2 主たる事務所の所在地 大阪市中央区徳井町2-4-15

（アパート・マンション名） タニイビル6F

3 代表者の氏名 （姓） 井之上 （名） 智子

4 会計責任者の氏名 （姓） 柏木 （名） 淳

事務担当者の氏名 （姓） 本孝 （名） 薫

（電話） 06-6942-1150

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓） 井之上 （名） 智子

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓） 井之上 （名） 智子
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

受付 平26.5.13 大阪府選挙管理委員会

受付 26.7.07 収支公開室 第 号

2658

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

112010

（その２）

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

１　収支の総括表

収　入　総　額	5,058,051
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	5,058,051
支　出　総　額	5,046,186
翌年への繰越額	11,865

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	10,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	10,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	10,000	

【エラーチェック済】

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	政治資金パーティー開催事業（未来のための交流会）	4,548,000	平成25年6月14日　ザ・リッツ・カールトン大阪
2			ｻﾞ･ｸﾞﾗﾝﾄﾞ･ﾎﾞｰﾙﾙｰﾑ　大阪市北区梅田２-５-25
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	4,548,000	

【エラーチェック済】

（その４）

(4) 借　入　金

行番号	借　　入　　先	金　　額	備　　考
1	井之上智子	500,000	平成25年1月13日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合　　計	500,000	

【エラーチェック済】

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	51	
	合　　計	51	

【エラーチェック済】

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	10,000				
	合　　計	10,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	157,179	0	
(4) 事務所費	861,136	0	
小計	1,018,315	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,179,871	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	96,180	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	3,083,691	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	48,000	0	
(5) 寄附・交付金	300,000	0	
(6) その他の経費	500,000	0	
小計	4,027,871	0	
合計	5,046,186		

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	事務用品費	57,121	H25/10/28	株式会社カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1ニッセイアロマスクエア16F	
2	事務用品費	63,161	H25/12/26	株式会社カウネット	東京都大田区蒲田5-37-1ニッセイアロマスクエア16F	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	36,897				
	合計	157,179				

【エラーチェック済】

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	事務所家賃	40,000	H25/1/18	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
2	事務所家賃	40,000	H25/2/20	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
3	事務所家賃	40,000	H25/3/20	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
4	事務所家賃	40,000	H25/4/22	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
5	事務所家賃	40,000	H25/5/20	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
6	事務所家賃	40,000	H25/6/20	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
7	事務所家賃	40,000	H25/7/22	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
8	事務所家賃	40,000	H25/8/20	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
9	事務所家賃	40,000	H25/9/20	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
10	事務所家賃	40,000	H25/10/21	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
11	事務所家賃	40,000	H25/11/21	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
12	事務所家賃	40,000	H25/12/20	興紀実業株式会社	大阪市中央区徳井町2-4-15	
13	新聞購読料	15,251	H25/2/20	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
14	ＮＨＫ受信料	18,990	H25/2/28	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
15	新聞購読料	11,258	H25/3/11	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
16	新聞購読料	11,258	H25/4/15	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
17	新聞購読料	11,258	H25/5/15	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
18	コピーカウンター料	12,289	H25/5/27	株式会社ジービーエス	東京都千代田区二番町12-8	

【エラーチェック済】

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
19	新聞購読料	11,258	H25/6/17	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
20	ＮＨＫ受信料	18,990	H25/6/27	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
21	新聞購読料	11,258	H25/7/10	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
22	新聞購読料	11,258	H25/8/26	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
23	新聞購読料	11,258	H25/9/27	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
24	新聞購読料	11,258	H25/10/23	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
25	新聞購読料	11,258	H25/12/10	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
26	新聞購読料	11,258	H25/12/10	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
27	ＮＨＫ受信料	18,990	H25/12/27	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
28	出張旅費	12,000	H25/4/20	ﾀﾞｲﾜﾛｲﾈｯﾄ株式会社ﾀﾞｲﾜﾛｲﾈｯﾄﾎﾃﾙ和歌山	和歌山市七番丁26-1	
29	出張旅費	15,310	H25/9/20	株式会社JTBｺｰﾎﾟﾚｰﾄｾｰﾙｽ国会内支店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館B4階	クレジットカード払い11月5日
30	出張旅費	13,240	H25/9/24	株式会社JTBｺｰﾎﾟﾚｰﾄｾｰﾙｽ国会内支店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館B4階	
31	出張旅費	13,240	H25/9/25	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
32						
	その他の支出	130,256				
	合計	861,136				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					印刷費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	名刺代	13,965	H25/1/13	株式会社アクセア堺筋長堀橋店	大阪市中央区南船場1-16-13堺筋ベストビル1階	
2	名刺代	10,815	H25/1/20	株式会社アクセア本町店	大阪市中央区南本町4-5-7東亞ビル1階	
3	名刺代	16,800	H25/3/1	株式会社サンユー	東京都千代田区永田町2-17-3-802	
4	名刺代	16,800	H25/8/9	株式会社サンユー	東京都千代田区永田町2-17-3-802	
5	名刺代	16,800	H25/8/19	株式会社サンユー	東京都千代田区永田町2-17-3-802	
6	名刺代	13,860	H25/10/9	株式会社サンユー	東京都千代田区永田町2-17-3-802	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	7,140				
	合計	96,180				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
					未来のための交流会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	案内状等印刷費	72,630	H25/5/16	株式会社アジャスト	東大阪市吉田本町1-11-11	
2	会場借上費	500,000	H25/6/11	ｻﾞ ﾘｯﾂｶｰﾙﾄﾝ大阪 (株)阪神ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑｽﾞ	大阪市北区梅田2-5-25	
3	旅費交通費	14,050	H25/6/13	株式会社JTBｺｰﾎﾟﾚｰﾄｾｰﾙｽ国会内支店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館B4階	
4	会場借上費	2,000,000	H25/6/14	ｻﾞ ﾘｯﾂｶｰﾙﾄﾝ大阪 (株)阪神ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑｽﾞ	大阪市北区梅田2-5-25	
5	会場借上費	129,914	H25/6/14	ｻﾞ ﾘｯﾂｶｰﾙﾄﾝ大阪 (株)阪神ﾎﾃﾙｼｽﾃﾑｽﾞ	大阪市北区梅田2-5-25	
6	礼状等印刷費	114,570	H25/6/14	株式会社アジャスト	東大阪市吉田本町1-11-11	
7	出演謝礼	50,000	H25/6/14	ジェネシスオブエンターテイメント	大阪市中央区中寺1-1-54大阪府ボランティアセンター内	
8	司会謝礼	50,000	H25/6/14	D’Ａｒｃ	京都市下京区西七条南衣田町23	
9	旅費交通費	13,240	H25/6/15	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
10	樽レンタル代	43,220	H25/6/18	樽吉枡子ウラノ商会	東京都西多摩郡日の出町平井2024-9	
11	写真撮影代	21,000	H25/7/30	フジプランニングハウス	大阪市北区天神橋筋6-6-19エレガントビル南館9階	
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	75,067				
	合計	3,083,691				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	書籍代	48,000	H25/8/30	紫草館	福島県いわき市平南白土字八ツ坂36-2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	48,000				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	寄付金	300,000	H25/6/25	公明党衆議院比例区近畿第一総支部	大阪市中央区徳井町2-4-15タニイビル6F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	300,000				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					借入金返済	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	借入金返済	500,000	H25/6/17	井之上智子	大阪市中央区安堂寺町2-5-13-501	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	500,000				

(その17)

資産等の状況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

【エラーチェック済】

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年　4月　25日

政治団体の名称　浮島とも子後援会

会計責任者の氏名　柏木　淳　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２６年 ４月２５日

浮島とも子後援会
代表　井之上　智　子　殿

登録政治資金監査人　松井　睦子

登　録　番　号　　第　１６８４　号
研修修了年月日　平成21年5月15日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、浮島とも子後援会の平成２５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、浮島とも子後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書については存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

浮島とも子後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、浮島とも子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上